

「平成29年度税制改正に関する要望」 建議について**【問合先】**

大阪商工会議所 経済産業部（松村・田中・中野）

Tel：06-6944-6304

【概要】

- 大阪商工会議所は、本日開催の常議員会において「平成29年度税制改正に関する要望」を決議し、本日付で内閣総理大臣・財務大臣・経済産業大臣はじめ政府関係機関や与党幹部などへ建議した。この要望は、本会議所の税制委員会（委員長＝北修爾・阪和興業（株）代表取締役会長）で取りまとめたもの。
- 今回の要望のポイントは、**第4次産業革命実現に向けた「次世代投資や研究開発促進措置」**や、成長のボトルネックとなっている**「人手不足への対応策」**として、**事業所内託児所設置や省人化投資の促進策**などを求めていること。
- 具体的には、IoT、AIなど、次世代技術やシステムの導入を支援する**「次世代投資促進税制」**の創設や**「研究開発促進税制」**の拡充など、最先端技術の活用や開発促進策を求めるとともに、女性活躍や人手不足解消に向け、事業所内託児所の設置・運営に係る費用を軽減する**「事業所内託児所設置促進税制」**や、省人化投資を促進する**「省人化対策支援税制」**の創設などを求めている。その他、訪日外国人観光客対応の宿泊施設の増強を図る**「インバウンド促進税制」**の創設や、**「賃上げや投資促進を目的とした留保金課税の導入反対」**などを盛り込んでいる。
- また、消費増税の先送りを受けて、改めて**「軽減税率」**や**「インボイス制度」**について、**導入取りやめを含めて、ゼロベースで見直す**よう求めている。
- 要望項目は、全42項目（うち新規要望：6項目）。

【特徴的な要望項目】

- ◆ **次世代投資促進税制の創設、研究開発促進税制の拡充（本文1～3ページ）**
- 第4次産業革命の実現に向け、IoT、AIなど、次世代の革新的技術や機器・システムの活用を促進するため、導入費用を法人税から軽減する**「（中小企業）次世代投資促進税制」**を創設することや、**次世代の革新的技術を活用したサービス開発を「研究開発促進税制」の対象**とすることなどを求めている。

◆事業承継税制の抜本強化（本文 3～4 ページ）

- 中小企業数が大きく減少し、経営者の高齢化が進展する中、次世代に円滑に経営資源を引き継ぐため、事業承継税制の抜本強化が不可欠。
- 具体的には、人手不足が深刻となる中、小規模企業（5人以下）などの雇用維持要件を緩和（現行：5年間平均8割）することや、計画的な経営の引き継ぎを後押しするため、生前贈与促進に向けたインセンティブを付与することなどを求めている。

◆賃上げや投資促進を目的とした、留保金課税の導入反対（本文 4 ページ）

- 政府・与党内には、賃上げや投資を促すため、留保金への課税強化を図るべきとの意見がある。しかし、内部留保は、必ずしも現預金の蓄積に繋がっている訳ではなく、留保金課税は、二重課税なうえ、課税強化による賃上げや投資促進効果も見込めないとして、導入に反対している。

◆インバウンド促進税制の創設（本文 6 ページ）

- 訪日外国人受け入れのネックとなっている宿泊施設不足を解消するため、外国人対応の宿泊施設の建設・改修費を軽減する「インバウンド促進税制」を創設するよう要望。具体的には、宿泊施設の建設・改修に係る費用の特別償却や固定資産税の軽減を求めている。

◆一億総活躍社会の実現と人手不足解消に向けた税制措置（本文 6～7 ページ）

- 女性の活躍促進を図るため、事業所内託児所の設置費・運営費などを軽減する「事業所内託児所設置促進税制」や、出産・育児で離職した女性を雇用した企業の法人税を軽減する「女性の活躍促進税制」の創設などを求めている。
- 同時に、中小企業の生産性向上や効率化を後押しするため、省人化ロボットの導入など、省人化投資を行った企業の法人税を軽減する「省人化対策支援税制」の創設を求めている。

◆消費増税延期に伴う対応（本文 10 ページ）

- 消費増税が先送りされる一方、少子化対策や介護制度の充実を求める声が強まっている。大幅な税収減を招く消費税の軽減税率は、社会保障制度の持続可能性を危うくするため、導入の取りやめ（廃止）を含めて、ゼロベースで見直すべき。
- また、インボイス制度は、免税事業者の取引からの排除など、中小企業への悪影響が大きく、十分な期間を設けて実態把握や影響を検証し、廃止を含めて慎重に検討すべき。

<添付資料>

資料 1：「平成 29 年度税制改正に関する要望」（フレーム）

資料 2：「平成 29 年度税制改正に関する要望」（本文）

以上

大阪商工会議所 平成29年度税制改正に関する要望 フレーム

基本認識

- 現在、政府が取り組むべきは、第4次産業革命実現に向けた投資や研究開発の促進、海外展開支援など、中長期を見据えて成長基盤を強化するとともに、人手不足などの成長阻害要因の解消を図ること。また、力強い経済成長を実現するため、地域経済と雇用を支える中堅・中小企業の活力増進を図り、幅広い企業や個人が支える、厚みのある成長基盤を構築することが肝要。
- 税制についても、次世代投資促進や省人化対策支援措置の創設、事業承継税制、中小企業関連税制の拡充など、企業とりわけ中堅・中小企業の成長力強化や活力増進を図る観点から見直すべき。また、少子化対策や介護制度の充実が求められる中、大幅な税収減を招き、社会保障制度の持続可能性を危うくする、消費税の軽減税率は、導入の取りやめを含め、ゼロベースで見直すべき。

I. 輝く未来を創造する成長基盤の確立

1. 第4次産業革命実現に向けた設備投資促進

- (1) 次世代投資促進税制（仮称）の創設 ★
- (2) 中小企業の生産性向上
 - ①中小企業次世代投資促進税制（仮称）の創設 ★
 - ②中小企業投資促進税制の拡充・恒久化
 - ③商業・サービス業活性化税制の延長
- (3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

2. 次世代産業を支える研究開発促進

- (1) 研究開発促進税制の拡充・恒久化
- (2) 日本版パテントボックス税制の創設

3. 次世代に経営資源を引き継ぐ税制措置

- (1) 事業承継税制の抜本強化
 - ・猶予対象株式(2/3)と納税猶予割合(8割)の引き上げ
 - ・雇用維持要件の見直し(小規模企業の特例や震災等に備えた例外規定の創設等)
 - ・生前贈与促進措置の創設、信託の対象化
 - ・類似業種比準価額方式の評価額引き下げ
- (2) 賃上げや投資促進を目的とした、新たな留保金課税制度の導入反対 ★

4. 法人実効税率の引き下げ

- 5. 事業環境の改善
 - (1) 事業所税の廃止

- (2) 商業地等に係る固定資産税の軽減

- (3) 防災対策促進税制（仮称）の創設

- (4) 企業年金の積立金に対する特別法人税の廃止

6. 海外展開支援

- (1) 外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し

- (2) 海外展開損失準備金制度（仮称）の創設

7. 企業の地方拠点強化税制の見直し

- 8. インバウンド促進税制（仮称）の創設 ★

II. 経済成長の阻害要因の解消

1. 一億総活躍社会実現と人手不足解消に向けた税制措置

- (1) 事業所内託児所設置促進税制（仮称）の創設 ★
- (2) 女性の活躍促進税制（仮称）の創設
- (3) 雇用促進税制の拡充・延長
- (4) 所得拡大促進税制の拡充
- (5) 省人化対策支援税制（仮称）の創設 ★

2. エネルギーコストの軽減

- (1) グリーン投資減税の拡充・恒久化
- (2) 地球温暖化対策税の凍結

III. 地域経済を支える、中堅・中小企業の経営基盤強化

1. 資本金基準の維持および

中小法人（資本金1億円以下）の定義拡大

2. 中小法人に対する課税強化断固反対

- ・外形標準課税の中小法人への適用拡大反対
- ・繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大反対
- ・企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小・廃止反対
- ・同族会社の留保金課税の強化反対 ほか

3. 中小法人の軽減税率の引き下げ

4. 中堅法人の成長支援

5. 事業再編の円滑化

- (1) 特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化
- (2) 企業再編の促進に向けた税制措置

6. 起業・創業支援

- (1) 法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の拡充
- (2) エンジェル税制の拡充

IV. 消費増税延期に伴う対応

- 1. 消費税の導入延期に伴う軽減税率、インボイス制度の再検討

- 2. 価格転嫁策の徹底

- 3. 二重課税の見直し

- 4. 不動産流通課税の見直し

- 5. 消費刺激に向けた、交際費課税の特例の拡充

大阪府・大阪市に対する要望

- 1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

- 2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

- 3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

- 4. 大阪版企業拠点強化税制の創設

平成29年度税制改正に関する要望

大阪商工会議所

世界経済の先行き不透明感が増す中、円高が企業収益を圧迫し、個人消費や設備投資に弱さが見られるなど、わが国経済は減速感を増している。また、企業規模や地域により景況感にも格差が見られ、力強い経済成長に向かうかはここが正念場である。

現在、政府が取り組むべきは、第4次産業革命実現に向けた投資や研究開発の促進、海外展開支援など、中長期を見据えて成長基盤を強化するとともに、人手不足などの成長阻害要因の解消を図ることである。また、力強い経済成長を実現するため、地域経済と雇用を支える中堅・中小企業の活力増進を図り、幅広い企業や個人が支える、厚みのある成長基盤を構築することが肝要である。

そのため、税制についても、I o T、A I、ロボット、ドローンなど、次世代投資促進や省人化対策支援措置の創設、事業承継税制、中小企業関連税制の拡充など、企業とりわけ中堅・中小企業の成長力強化や活力増進を図る観点から見直されたい。また、少子化対策や介護制度の充実が求められる中、大幅な税収減を招き、社会保障制度の持続可能性を危うくする、消費税の軽減税率は、導入の取りやめを含め、ゼロベースで見直すべきである。

かかる観点から政府・与党は、平成29年度税制改正において、以下の諸点について特段の配慮を払われるよう強く要望する。

(★印…新規要望項目)

I. 輝く未来を創造する成長基盤の確立

輝く未来を創造するためには、生産性向上をはじめ、付加価値向上や新ビジネスの創出に向け成長基盤を強化し、力強い経済成長を実現することが肝要である。そのため、I o T、A I、ロボット、ドローンなど、次世代の革新的な技術・機器・システムの導入や研究開発促進をはじめ、高い技術・技能など貴重な経営資源の次世代への円滑な引き継ぎ、事業環境の改善、海外展開支援など、企業の成長基盤を維持・強化する観点から税体系を見直されたい。

1. 第4次産業革命実現に向けた設備投資促進**(1) 次世代投資促進税制（仮称）の創設 ★**

政府が目指す名目GDP600兆円達成に向け、世界に先駆けて「第4次産業革命」を実現するため、A Iなど次世代の革新的技術や、I o T、ロボット、ドローンなど最先端の機器やシステムを活用した、生産性向上や新たなビジネス創出を促

進することが肝要である。そのため、センサーやサーバーなどの機材をはじめ、情報解析ソフトやシステム開発費(専門業者等への委託費を含む)などソフトウェア、情報セキュリティ強化対策費など、導入費用に対する法人税の軽減措置を講じられたい。

(2) 中小企業の生産性向上

①中小企業次世代投資促進税制(仮称)の創設 ★

大企業に比べて中小企業の実産性は伸び悩み、格差は拡大している。IoT、AI、ロボット、ドローンなど、次世代の革新的技術や機器・システムを活用して生産性や付加価値向上を図る、中小企業の前向きな取り組みを後押しするため、導入費用に対する思い切った法人税の軽減措置を創設されたい。具体的には、センサーやサーバーなどの機材をはじめ、情報解析ソフトやシステム開発費(専門業者等への委託費を含む)などソフトウェア、情報セキュリティ強化対策費など、導入費用の一定割合の税額控除または即時償却を認めるとともに、全業種について少額投資(30万円以上)から適用対象とされたい。

②中小企業投資促進税制の拡充・恒久化

生産性が低い中小企業の実産を後押しするため、中小企業投資促進税制(適用期限:平成29年3月31日)について、税額控除率7%(先端設備等は10%)の引き上げをはじめ、税額控除対象企業の実産の拡大(現行:資本金3000万円以下、但し先端設備等は資本金1億円以下)、建物附属設備や工場建屋など対象設備の実産の拡大を図るなど、制度を拡充したうえで恒久化(本則化)されたい。

③商業・サービス業活性化税制の延長

中小の商業・サービス業では、人手不足が深刻となる中、設備投資が十分に進んでいない。経営の効率化や基盤強化に向けた投資を後押しするため、商業・サービス業活性化税制(適用期限:平成29年3月31日)を延長されたい。

(3) 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産は、事業所得を生み出すための費用であり、法人税において損金算入が認められている。償却資産に係る固定資産税は、国際的にも稀な制度なうえ、設備投資を抑制することから、廃止されたい。少なくとも、中小法人が少額減価償却資産の損金算入特例により取得した償却資産に係る固定資産税の免除や、評価額の最低限度額(現行:取得価額の5%)の撤廃など、法人税(減価償却制度)との統一を図られたい。

2. 次世代産業を支える研究開発促進

(1) 研究開発促進税制の拡充・恒久化

イノベーション創出や付加価値向上には、企業の実産開発を後押しすることが

肝要である。そのため、研究開発促進税制について、IoT、AI、ロボット、ドローンなど、次世代の革新的技術や機器・システム・サービス開発を控除対象に加えるとともに、ライフサイエンス・環境・エネルギーなど成長分野や中小法人に対する控除率（中小法人：12%、大法人：8～10%）の引き上げや、上乘せ措置（高水準型と増加型（適用期限：平成29年3月31日））の拡充・恒久化（本則化）を図られたい。また、専従規定の弾力化など適用要件を緩和し、中小法人が使いやすい仕組みに改善されたい。

（2）日本版パテントボックス税制の創設

わが国が知的財産立国として大きく飛躍するためには、企業の研究開発を強力に後押しするとともに、その成果物である知的財産を活用した高付加価値製品の製造拠点の国内立地を促進することが肝要である。そのため、英国など欧州諸国と同様、自社開発特許に関わる使用料収入や譲渡益をはじめ、国内で生産する当該特許を組み込んだ製品から生じる収益に対し軽減税率を適用されたい。加えて、他企業からの知的財産権の取得費についても税額控除または特別償却を認められたい。

3. 次世代に経営資源を引き継ぐ税制措置

（1）事業承継税制の抜本強化

ここ15年間（1999年～2014年）で中小企業の本数は約100万社も減少している。加えて、経営者の平均年齢が60歳に達するなど、高齢化も進展しており、円滑な事業承継が喫緊の課題となっている。相続税の納税のための借り入れや事業用資産の売却などによって、企業の事業継続や成長を阻害することなく、次世代に経営資源を引き継ぐため、事業承継税制について、次の見直しを行うなど、抜本強化を図られたい。

（事業承継税制の活用促進に向けた見直し）

① 猶予対象株式の引き上げ、および相続税の全額納税猶予化と5年後の免除

現在、納税猶予対象株式は発行済議決権株式総数の2/3までに制限される一方、相続税の納税猶予割合も8割に制限されている。この結果、猶予効果が半減（約53%）しており、制度の利用が進まない要因の一つとなっている。円滑な事業承継を促進するため、猶予対象株式を全株まで拡大するとともに、相続税の納税猶予割合の100%への引き上げと5年後の納税免除を図られたい。

② 雇用維持要件の見直し

労働人口が減少する中、中小企業では人手不足が深刻化している。今後ますます人材確保が困難となることが予想される中、雇用維持要件が制度活用の障害となる可能性が高く、下記について要件緩和を図られたい。

- ・人材確保が困難な中、小規模企業（従業員5人以下）では、従業員1人の退

職が雇用割合に及ぼす影響が大きく、小規模企業の雇用維持要件の緩和を図られたい。

- ・安心して制度を活用できるよう、震災やリーマンショックのような、予期できない急激な経済環境が悪化した場合における例外規定を事前に設けられたい。
- ・中小企業では、今後ますます人材確保が難しくなることが予想され、雇用維持要件（現行：5年間平均8割）を下回った場合について、猶予税額の全額ではなく、下回った割合に応じて猶予を取り消す仕組みを検討されたい。

（計画的な事業承継の後押し）

③生前贈与促進に向けたインセンティブ制度の創設

経営者の世代交代は、積極投資による生産性や付加価値の向上など中小企業の活性化に寄与する一方、後継者の育成には、中長期的な取り組みが必要である。経営者の高齢化が進む中で、計画的な事業承継を後押しするため、猶予対象株式や軽減割合の引き上げなど生前贈与促進に向けたインセンティブの付与を検討されたい。

④事業承継税制への信託の対象化

信託契約を活用することにより、経営者の生存中の経営権の維持と後継者の地位安定の両立を図ることができる。生前贈与の選択肢を増やし、計画的な事業承継を促進するため、信託を事業承継税制の対象とされたい。

（取引相場のない株式の評価方法の見直し）

⑤類似業種比準価額方式の評価額引き下げ

類似業種比準価額方式による評価方法は、上場企業の株価に連動する仕組みとなっている。その結果、上場株価の上昇によって、自社業績と無関係に中小企業（非上場企業）の株式評価額も上昇し、円滑な事業承継の妨げとなっている。そのため、類似業種比準価額方式の評価方法を早急に見直し、評価額の引き下げを図られたい。

（2）賃上げや投資促進を目的とした、新たな留保金課税制度の導入反対 ★

内部留保の多くは、土地や工場、設備投資、M&A投資などの事業用資産となっており、必ずしも現預金の蓄積に繋がっている訳ではない。また、資金力に乏しい中小企業においては、将来の投資や、急激な経済・事業環境の変化に備え、借入金を返済し、自己資本の充実を図ることが不可欠である。留保金への課税は二重課税であり、課税強化による賃上げや投資促進効果も見込めない。そのため、新たな留保金課税制度を導入することに強く反対する。

4. 法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率（標準税率29.97%）は、ようやく20%台まで引き下げら

れたが、主な競争相手であるアジア諸国（アジア平均22.5%、OECD平均25.3%）に比べて依然として高い水準にある。加えて、社会保険料の事業主負担が増大しており、企業負担を軽減し、国際競争力強化を図る観点から、法人税のネット減税によって法人実効税率のアジア諸国並みへの引き下げを実現する道筋をつけられたい。

5. 事業環境の改善

（1）事業所税の廃止

都市計画税や外形標準課税（大法人）が課される中、従業員の給与や事業所面積に対して課税を行う事業所税は、都市部で事業を行う企業に過度な負担を強いており、全廃すべきである。少なくとも懸命に地域の雇用を守っている中小法人については直ちに廃止されたい。

（2）商業地等に係る固定資産税の軽減

都市部における企業の固定資産税負担は重く、地域の産業競争力を低下させており、商業地等に係る固定資産税を軽減されたい。

（3）防災対策促進税制（仮称）の創設

企業の大規模災害対策を後押しするため、地震や津波などに備え実施する事業所・工場などの改修や移転に伴う負担を軽減する、防災対策促進税制（仮称）を創設されたい。具体的には、改修費の一定割合の法人税額控除や移転時の圧縮記帳制度の適用、耐震改修などに伴う資産価値の増加分に係る固定資産税・都市計画税の減免を認められたい。

（4）企業年金の積立金に対する特別法人税の廃止

超低金利下で年金の運用環境が厳しくなる中、企業年金の積立金に対して課税を行う特別法人税（平成29年3月31日まで課税停止）は、積み立て不足を招く可能性があるうえ、積立金に対する課税は諸外国でも例を見ず、撤廃されたい。

6. 海外展開支援

（1）外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）の見直し

企業とりわけ中小企業の海外展開の足かせとならないよう、税制は合理的かつ簡素な制度とすべきであり、対象国の拡大によって過度な事務負担を強いることに強く反対する。

（2）海外展開損失準備金制度（仮称）の創設

中小企業の海外展開を支援するため、カントリーリスクや事業撤退など海外進出に伴う損失への備えとして積み立てた準備金を損金算入できる制度を創設されたい。

7. 企業の地方拠点強化税制の見直し

首都圏に企業が集中する一方、大阪府でもここ10年で約900社の本社機能の転出超過となるなど、首都圏以外では大都市でも企業の本社機能の域外流出が続いている。東京から本社機能の移転を促す「地方拠点強化税制」は、大阪市、京都市、神戸市など関西中心部は移転優遇地域から除外されているが、大阪市など企業の本社機能の域外流出が続いている大都市を移転優遇地域に追加指定されたい。

8. インバウンド促進税制（仮称）の創設 ★

政府が掲げる、2020年における訪日外国人旅行者数4000万人の実現には、人気スポットなどインバウンドの拠点地域において、外国人観光客受入のネックとなっている宿泊施設不足の解消が急務である。そのため、宿泊施設が不足している地域において、新たにホテルや旅館など外国人対応の宿泊施設を建設した場合に特別償却や固定資産税の軽減を認める制度を創設されたい。また、既存の宿泊施設において、外国人に対応した施設に改修した場合、即時償却を認める措置を講じられたい。

II. 経済成長の阻害要因の解消

人手不足や電気料金の高止まりなどエネルギーコストの増大が企業経営の足かせとなっている。そのため、女性の活躍促進や省人化投資の後押し、エネルギーコストの引き下げなど、成長阻害要因の解消に向け、次の税制支援措置を講じられたい。

1. 一億総活躍社会実現と人手不足解消に向けた税制措置

(1) 事業所内託児所設置促進税制（仮称）の創設 ★

一億総活躍社会の実現に向け、保育の受け皿確保が急務となる中、企業の事業所内託児所の整備を後押しするため、思い切った支援措置を講じられたい。具体的には、事業所内託児所の設置費や運営費の一定割合を法人税から控除するとともに、託児所の土地・建物に係る固定資産税・都市計画税を軽減する事業所内託児所設置促進税制（仮称）を創設されたい。その際、自社以外の従業員の子供を受け入れた場合には、控除割合の上乗せを認められたい。

(2) 女性の活躍促進税制（仮称）の創設

女性が活躍する社会を創造するためには、出産・育児期でも働きやすい職場環境を整備することが肝要である。そのため、代替要員の確保など、休職・短時間勤務に伴って発生した費用の一定割合を法人税額から控除されたい。また、出産・育児などにより離職した女性を雇用した企業や、就労と、子育てや介護を両立しやすい環境整備を行った企業に対し、法人税の軽減措置を講じられたい。

(3) 雇用促進税制の拡充

中小企業の人材確保・育成を後押しするため、雇用促進税制（適用期限：平成30年3月31日）について、非正規から正規雇用へ転換した場合の上乗せを認めるとともに、採用活動費用や教育訓練費の一定割合を控除するなど、中小企業に対する支援措置を拡充されたい（現行：従業員増加1人当たり40万円）。

(4) 所得拡大促進税制の拡充

中小企業の賃上げを後押しするため、所得拡大促進税制（適用期限：平成30年3月31日）について、中小企業に対する控除割合の引き上げ（現行：給与支給増加額の10%）や更なる要件緩和を図るなど、制度を拡充されたい。

(5) 省人化対策支援税制（仮称）の創設 ★

中小企業では、人材確保が難しくなっており、人手不足が成長の足かせとなっている。中小企業における人手不足対策を促進するため、省人化ロボットの導入など、省人化投資した企業に対する法人税の軽減措置を講じられたい。

2. エネルギーコストの軽減

(1) グリーン投資減税の拡充・恒久化

中小企業における省エネ投資を促進するため、グリーン投資減税（現行：30%特別償却または7%税額控除）について、中小法人に対する償却割合や控除割合の大幅な引き上げ、補助金と特別償却制度の重複適用など、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。

(2) 地球温暖化対策税の凍結

電気料金の高止まりなど、エネルギーコストの増大が中小企業の経営を圧迫しており、地球温暖化対策税（原油・石油製品760円/k1、ガス状炭化水素780円/t、石炭670円/t）を凍結されたい。

Ⅲ. 地域経済を支える、中堅・中小企業の経営基盤強化

中小企業は雇用の7割を支え、赤字企業であっても社会保険料や地方税等を相応に負担し、国家財政や地域経済に大きく貢献している。地域経済の中核的な役割を果たし、厳しい経営環境下でも雇用の維持や賃上げに取り組む中堅・中小企業の経営基盤強化を図るため、次の措置を講じられたい。

1. 資本金基準の維持および中小法人（資本金1億円以下）の定義拡大

税法上の中小法人を規定している資本金基準は、昭和41年以来、長年活用され、広く浸透、定着している。資本金基準は企業規模を表す指標として中小企業基本法

や下請法などでも活用されており、引き続き維持されたい。また、中小企業政策の整合性を図るため、税法上の中小法人についても、中小企業基本法の基準に合わせて、「資本金3億円以下」（現行：資本金1億円以下）まで拡大されたい。

2. 中小法人に対する課税強化断固反対

中小企業は厳しい経営環境下でも懸命に雇用の維持や賃上げに取り組んでおり、地域経済の中核的な役割を果たす中小企業の活力増進こそが日本経済の再興ならびに地方創生に最も重要である。こうした観点から、中小企業への課税強化には強く反対する。

（外形標準課税の中小法人への適用拡大に反対する）

賃金に課税する「外形標準課税」は、雇用に悪影響を及ぼし、政府の賃上げ政策にも逆行する。社会保険料や地方税など、中小企業も相応の負担をしており、労働分配率が8割にも達する中小法人への適用拡大は、経営や雇用への悪影響が大きく、強く反対する。

（繰越欠損金制度の中小法人への使用制限拡大に反対する）

中小企業は損益分岐点が高く、赤字と黒字を繰り返している企業が多い。財務基盤の弱い中小企業にとって、資金繰りに悪影響を及ぼす累積赤字の早期解消は経営上の重要課題である。こうした中小企業に対する繰越欠損金制度の使用制限（現行：所得金額の60%、平成29年度55%、平成30年度50%までに制限。中小法人は適用対象外）は、経営基盤を大きく揺るがすことから、強く反対する。

（減価償却制度の定率法の廃止（定額法への一本化）に反対する）

中小企業の生産性向上には、設備の新陳代謝が重要であるが、定率法の廃止（定額法への一本化）は、設備導入の初期段階の負担増を招き、資金力に乏しい中小企業の新規投資を抑制するため、強く反対する。

（企業の活力増進に資する租税特別措置の縮小・廃止に反対する）

設備投資や研究開発の促進など、企業の活力増進に資する租税特別措置は維持、拡充すべきであり、縮小・廃止に強く反対する。

（同族会社の留保金課税の強化に反対する）

同族会社の留保金課税制度（現行：中小法人は適用対象外）は、明らかに二重課税であるうえ、同族会社の内部留保のみを対象に特別な負担を強いる制度は、諸外国でも類を見ず、撤廃すべきである。ましてや、景気変動の影響を受けやすく、財務基盤強化が不可欠な中小法人に対する課税拡大は、自己資本の充実を阻害し、経営の安定性を損なうため、強く反対する。

（地方税の損金不算入化に反対する）

法人事業税や固定資産税などの地方税は、事業のコストであり、当然損金算入すべきものである。財源確保のために地方税を損金不算入にすることは、非合理であることから強く反対する。

3. 中小法人の軽減税率の引き下げ

法人実効税率引き下げの恩恵が及ばない、法人所得800万円以下の中小法人は50万社に達している。厳しい経営環境下にあっても、懸命に雇用の維持・拡大や賃上げに取り組む中小企業を支援するため、中小法人の軽減税率（15.0%（適用期限：平成29年3月31日、本則19.0%）については、更なる引き下げを図るべきであり、少なくとも現行の特例措置15.0%は維持すべきである。

4. 中堅法人の成長支援

地域経済を牽引する中堅企業の成長力を強化するため、資本金10億円以下を対象とした「中堅法人」区分を創設し、中小企業投資促進税制や中小企業技術基盤強化税制（研究開発促進税制）など、成長力強化に資する中小法人向け租税特別措置の適用を認めるとともに、外形標準課税や同族会社の留保金課税の適用対象から除外されたい。

5. 事業再編の円滑化

（1）特定の事業用資産の買い替え特例（圧縮記帳制度）の拡充・恒久化

資産の有効活用や企業の事業再編を促すため、長期所有土地・建物等を事業用の土地・建物等に買い換えた場合の圧縮記帳制度について、圧縮限度額を譲渡資産売却益の100%（現行：80%～70%（適用期限：平成29年3月31日））に引き上げるとともに、中小法人については買い換え対象となる土地の要件（現行：面積300㎡以上）を緩和・撤廃するなど、制度を拡充したうえで恒久化（本則化）されたい。

（2）企業再編の促進に向けた税制措置

企業の合併に伴う痛みを緩和するため、適格合併の適用要件を緩和し、欠損金の引き継ぎ対象企業を拡大されたい。また、企業の事業再編を促すため、買収先企業の営業権（現行5年間均等償却）の特別償却を認められたい。

6. 起業・創業支援

（1）法人版エンジェル税制（ベンチャー投資促進税制）の拡充

ベンチャー企業が事業の継続・発展を図るには、法人からの投資を呼び込み、恒常的に十分な資金を確保する必要がある。とりわけ創薬など、長期にわたる研究開発を必要とし、高リスクで多額の資金を要するベンチャー企業を支援するため、法人がベンチャー企業に直接投資した場合にも法人税を軽減する措置を講じられたい。少なくとも、認定ベンチャーファンドを通じたベンチャー投資を促進する、企業のベンチャー投資促進税制（適用期限：平成29年3月31日）は延長されたい。

(2) エンジェル税制の拡充

ベンチャー企業の資金調達円滑化のため、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた譲渡損失については、別の株式への投資で得た譲渡益だけでなく給与など他の所得との損益通算を認めるとともに、現行の損失繰越控除期間を3年から5年に延長されたい。

IV. 消費増税延期に伴う対応

消費税率の引き上げが平成31年10月まで延期されるが、政府・与党は、この間に消費増税に耐えうる力強い経済成長を実現するとともに、消費税の軽減税率をゼロベースで再検討するなど、関連施策を見直されたい。

1. 消費税の導入延期に伴う軽減税率、インボイス制度の再検討

消費増税が先送りされる一方、少子化対策や介護制度の充実など、社会保障給付の増大が不可避となる中、大幅な税収減を招く消費税の軽減税率は、持続可能な社会保障制度の構築を危うくする可能性がある。加えて、税率の線引きを巡るトラブルや中小企業の事務負担の増大など、問題も多く、消費税の軽減税率は、導入の取りやめ（廃止）を含め、ゼロベースで見直すべきである。

また、インボイス制度は、免税事業者が取引から排除される可能性が高いなど、中小企業への悪影響が大きい。そもそも中小企業の多くが、飲食料品を取り扱わない企業を含め、全ての事業者インボイス制度が適用されることを理解しておらず、まずは制度の周知徹底を図るべきである。その上で、十分な期間を設けて実態把握や影響を検証し、廃止を含めて慎重に検討されたい。

2. 価格転嫁策の徹底

消費者向け取引などを中心に、依然として価格転嫁が困難な中小企業も多く、政府による国民に対する広報活動を強化するとともに、「消費税価格転嫁対策特別措置法」の実効性を更に高め、引き続き円滑な価格転嫁に万全を期されたい。

3. 二重課税の見直し

消費税は、個別消費税などと二重課税になっており、特定の取引に対して過度な負担を強いており、石油関連諸税（揮発油税・石油石炭税など）をはじめ、印紙税、自動車取得税などとの二重課税を解消されたい。とりわけ、電子商取引では課税されない印紙税は、極めて不公平な制度であり、早急に廃止すべきである。

4. 不動産流通課税の見直し

消費税との多重課税で、取得時の大きな負担となっている不動産取得税の廃止や登録免許税の手数料化を図るなど、不動産流通課税を抜本的に見直されたい。少な

くとも、登録免許税の軽減措置（所有権の移転：土地1.5%、住宅0.3%（適用期限：平成29年3月31日、本則2.0%）を恒久化（本則化）されたい。また、バブル期に土地投機を抑制するために導入された法人の土地譲渡益に対する重課税制度（平成29年3月31日まで課税停止）は課税根拠を失っており、廃止されたい。

5. 消費刺激に向けた、交際費課税の特例の拡充

低迷する個人消費を刺激するとともに、中小企業の営業活動の強化を図るため、中小法人の交際費の損金算入特例制度（適用期限：平成30年3月31日）について、定額控除限度額（現行：800万円以下）を引き上げるなど、制度を拡充されたい。

大阪府・大阪市に対する要望

大阪経済は、インバウンド需要やアジア新興国の成長などに支えられ、一部に明るい兆しも見られるが、近年、企業の本社機能の流出など大阪から企業やヒトの流出が続き、地域の経済基盤が弱まっている。大阪府、大阪市が取り組むべきは、国内外から企業やヒトを呼び込む環境整備に全力を挙げて取り組むことであり、当地の事業環境の改善に向け税制面から次のような措置を講じられたい。

1. 法人事業税・法人住民税の超過課税の撤廃

現在、大阪府では法人事業税および法人住民税に、また大阪市では法人住民税に対してそれぞれ超過課税を適用しており、当地の産業競争力を弱める一因となっている。そもそも、地方において法人所得課税を課している国は稀であり、わが国の法人実効税率が高い一因となっている。地元企業が競争上不利とならないよう、政府の法人実効税率の引き下げの動きに合わせて、法人事業税および法人住民税の超過課税を撤廃されたい。

2. 固定資産税・都市計画税の負担水準の引き下げ

大阪市は、固定資産税の算定基礎となる負担水準が高く、企業に多大な立地コストを強いている。産業競争力強化のため、負担水準を早急に60%まで引き下げられたい。少なくとも中小法人については、東京都と同様の軽減措置（非住宅用地（200㎡まで）に対する2割軽減措置）を創設されたい。

3. 中小法人に対する事業所税の軽減措置の創設

当地で事業や雇用の継続を図ろうと懸命に経営努力を続ける中小法人を支援するため、事業所税を軽減されたい。

4. 大阪版企業拠点強化税制の創設

大阪から本社機能の転出超過が続く中、大阪市など三大都市圏を除く地域への本社機能移転を促す「地方拠点強化税制」が創設された。また、大阪府からの転出先上位の兵庫県や、神戸市は、大阪市と同様に移転優遇対象地域から除外されたが、同制度を上回る独自の助成制度を創設している。

大阪府からの転出超過に歯止めをかけるため、大阪域外から大阪市内に本社機能移転、拡充した企業に対し、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免など、関西イノベーション国際戦略総合特区における税制支援措置と同様の、思い切った税制支援措置を創設されたい。

要望項目数：全42項目、うち新規要望項目（★印）：6項目
【昨年度】 要望項目数：全46項目

以上

【建議先】

- 内閣総理大臣、副総理、内閣官房長官、内閣官房副長官
内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室長、日本経済再生総合事務局長、一億総活躍推進室長
- 経済再生担当大臣兼社会保障・税一体改革担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、まち・ひと・しごと創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（知的財産戦略、科学技術政策）兼情報通信技術（IT）政策担当大臣、国土強靱化担当大臣兼内閣府特命担当大臣（防災）、一億総活躍担当大臣兼働き方改革担当大臣兼女性活躍担当大臣兼内閣府特命担当大臣（少子化対策、男女共同参画）
内閣府副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、政策統括官（経済財政運営担当／科学技術政策・イノベーション担当／防災担当）、男女共同参画局長
- 政府税制調査会会長
- 総務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、自治財政局長、自治税務局長
- 財務大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、主計局長、主税局長、近畿財務局長
- 文部科学大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、科学技術・学術政策局長、研究振興局長
- 厚生労働大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、労働基準局長、職業安定局長、雇用均等・児童家庭局長、年金局長、政策統括官（総合政策担当）
- 経済産業大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、経済産業政策局長、地域経済産業審議官、通商政策局長、産業技術環境局長、製造産業局長、商務情報政策局長、近畿経済産業局長
- 資源エネルギー庁長官、次長
- 特許庁長官、総務部長
- 中小企業庁長官、次長、事業環境部長、経営支援部長
- 国土交通大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、土地・建設産業局長、都市局長、水管理・国土保全局長
- 観光庁長官、次長、審議官、観光地域振興部長
- 環境大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、官房長、総合環境政策局長、地球環境局長
- 衆議院議長、参議院議長、衆議院財務金融委員長、参議院財政金融委員長、衆議院総務委員長、参議院総務委員長、衆議院経済産業委員長、参議院経済産業委員長
- 各政党の代表、自由民主党税制調査会会長・顧問・小委員長、公明党税制調査会会長、地元選出国會議員
- 大阪府知事、大阪市長

【(写) 送付先】

- 関西広域連合長
- 日本商工会議所会頭、大阪府下商工会議所会頭、日本経済団体連合会会長、経済同友会代表幹事、関西経済連合会会長、関西経済同友会代表幹事